

# 介護福祉士に至るまでのキャリアパスの在り方（議論の方向性）

介護職員が働きながら段階的にステップアップできるような研修体系を構築していくため、以下のような方向で議論を進めていくべきではないか。

注：下線部分は、本日特に御議論いただきたい事項

## (1) 各段階における研修体系の関係整理

- 6月研修、介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修（ホームヘルパー研修）等の関係をどのように整理していくべきか。
- その際、各段階の介護職員の役割、求められる能力、キャリア等の関係をどのように考えるか。

## (2) 6月研修について

### ① 研修の必要性

- 6月研修の在り方について、介護職員の方々からのヒアリングで出された意見等も踏まえ、その目的や内容を改めて丁寧に議論していくべき。
- 現場経験のみでは修得できず、6月研修を受けることにより得られる知識・技術として、どのようなものが考えられるか。

(考えられる例)

- ・ 利用者や家族等に対する総合的なアドバイス
- ・ 認知症高齢者に対する適切なケアなど、質の高い介護サービスの提供
- ・ 医師・看護師等との円滑なコミュニケーション、在宅ケアの推進
- ・ 制度改正や最新の知識・技術等を継続的にフォローする必要性の認識 等

- 研修受講が困難という現場職員からの意見や、介護福祉士の量的確保と資質向上の両立を図っていく観点から、研修時間数についてどのように考えていくべきか。

## ② 研修を受講しやすい環境の整備

- 通信教育の方法については、教育の実効性（知識の修得・定着）を担保しつつ、実務者でも無理なく受講できるような工夫をしていくべき。
- 身近な地域で実施される研修を増やしていくため、どのような対応を講じていくことが考えられるか。
- 過去の研修受講歴を評価する仕組みを構築していくべき。その際、読替可能な研修の基準等をどのように考えていくべきか。
  - 少なくとも、国や都道府県、全国規模の団体等が統一的な基準を示し、実施している研修（ホームヘルパー2級、認知症研修等）は、基本的に読替可能とすべきではないか。
  - ただし、読替可能とする研修内容は、介護保険制度や認知症ケア等のように6月研修の中で教育する内容に限定し、社会人としての基本を教える初任者研修や接遇等に関する研修等は対象外とすることが妥当ではないか。
- 受講者の費用負担の軽減に資する支援策を講じていくべき。
- 代替職員の確保に支障を来す事業者に対する支援策を講じていくべき。
- 6月研修は、法律上は「6月以上」と規定されているが、1～2年かけて研修を終えることも可能であることを現場に伝えていくべき。

### (3) その他

- 介護福祉士に至るまでのキャリアパスや、研修の必要性・目的・内容、研修を受講しやすい環境を整備するための様々な取組について、行政はもとより、関係団体や学識経験者等が一体となつて、現場の事業者や介護職員等に分かりやすい言葉で伝えていくべき。
- 質の高い介護サービスを提供していく観点から、介護職員に占める介護福祉士の割合について、当面の目標として、どの程度の水準を目指していくべきか。
  - 平成20年度時点では、介護職員に占める介護福祉士の割合は31.7%。また、施設系では44.4%であるが、居宅系では27.1%となっている。

# 今後の介護人材養成体系のイメージ

(注)働きながらステップアップをしていく場合のイメージである。

より高い知識・技術  
をもつ介護福祉士

- 実務経験を経て養成課程で習得した知識・技術等を十全に活用し、多様な生活障害をもつ利用者に質の高い介護を実践
- 介護チームにおいて、介護技術の指導や職種間連携のキーパーソンとなり、チームケアの質を改善

介護福祉士

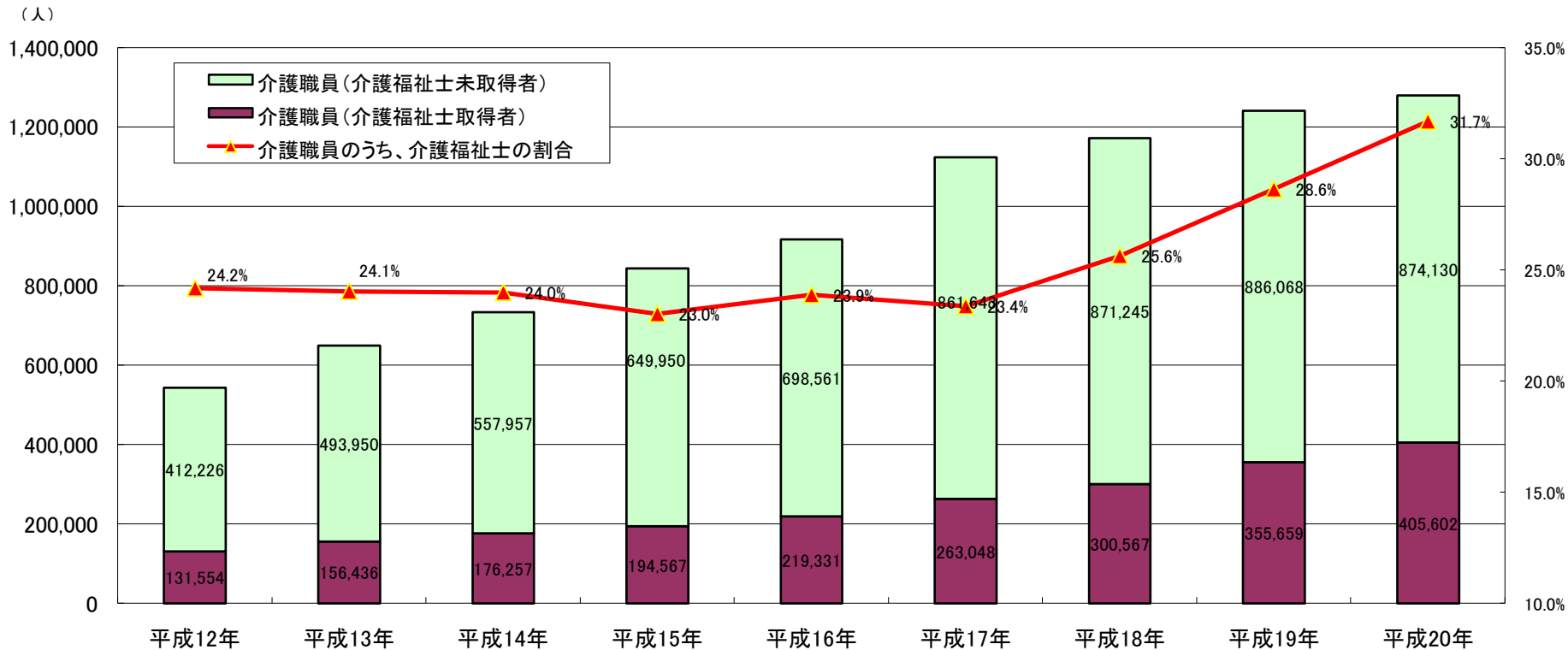
- 利用者の状態像に応じた系統的・計画的な介護や他職種との連携等を行うための幅広い領域の知識・技術を習得し、的確な介護を実践

従事者が働きながらステップアップができるよう、研修体系を整理

介護職員の導入的研修  
(ホームヘルパー2級研修相当)

- 在宅・施設で働く上で必要となる基本的な知識・技術を習得し、指示を受けながら、介護業務を実践

# 介護職員に占める介護福祉士の割合の推移（実人員）



単位：人(実数)

		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年度
合 計	【介護職員】	548,924	661,588	755,810	884,981	1,002,144	1,124,691	1,171,812	1,241,727	1,279,732
	《介護職員》(介護福祉士数把握可能な施設・サービスのみ)[a]	543,780	650,386	734,214	844,517	917,892	1,124,691	1,171,812	1,241,727	1,279,732
	(うち介護福祉士数)[b]	131,554	156,436	176,257	194,567	219,331	263,048	300,567	355,659	405,602
	介護職員のうち、介護福祉士の割合 [b/a*100]	24.2%	24.1%	24.0%	23.0%	23.9%	23.4%	25.6%	28.6%	31.7%

※介護職員数は実人員。

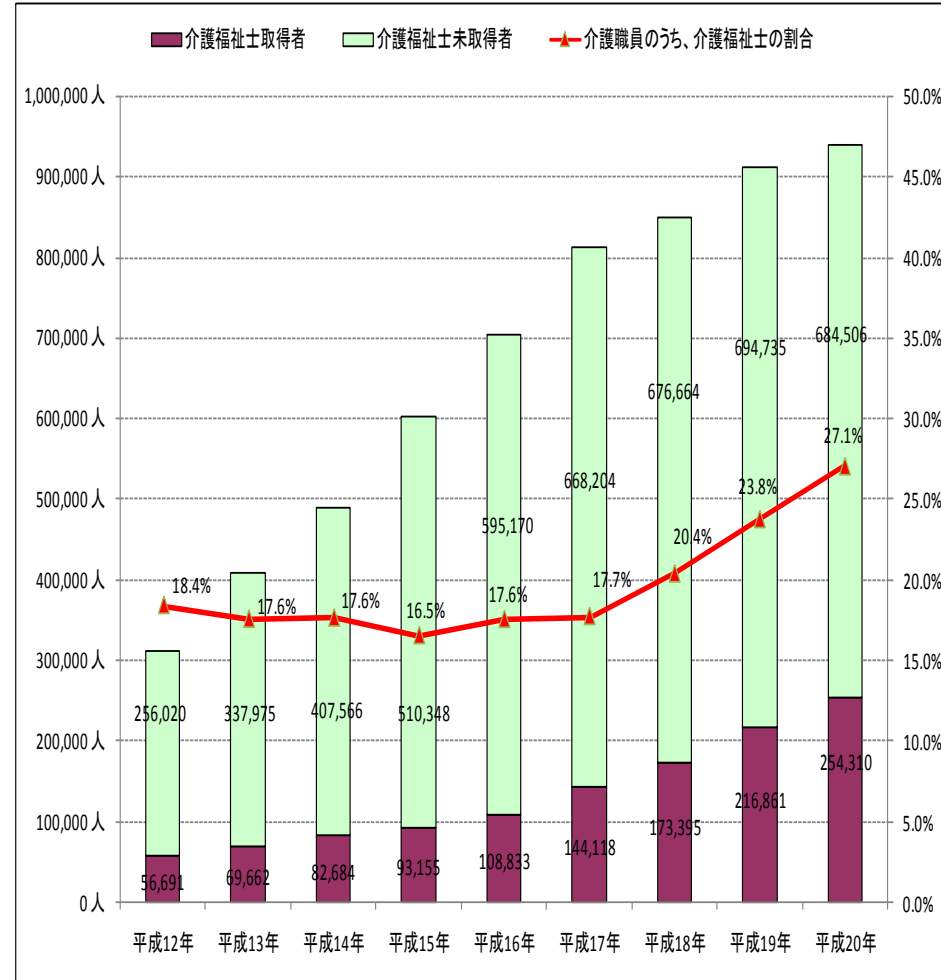
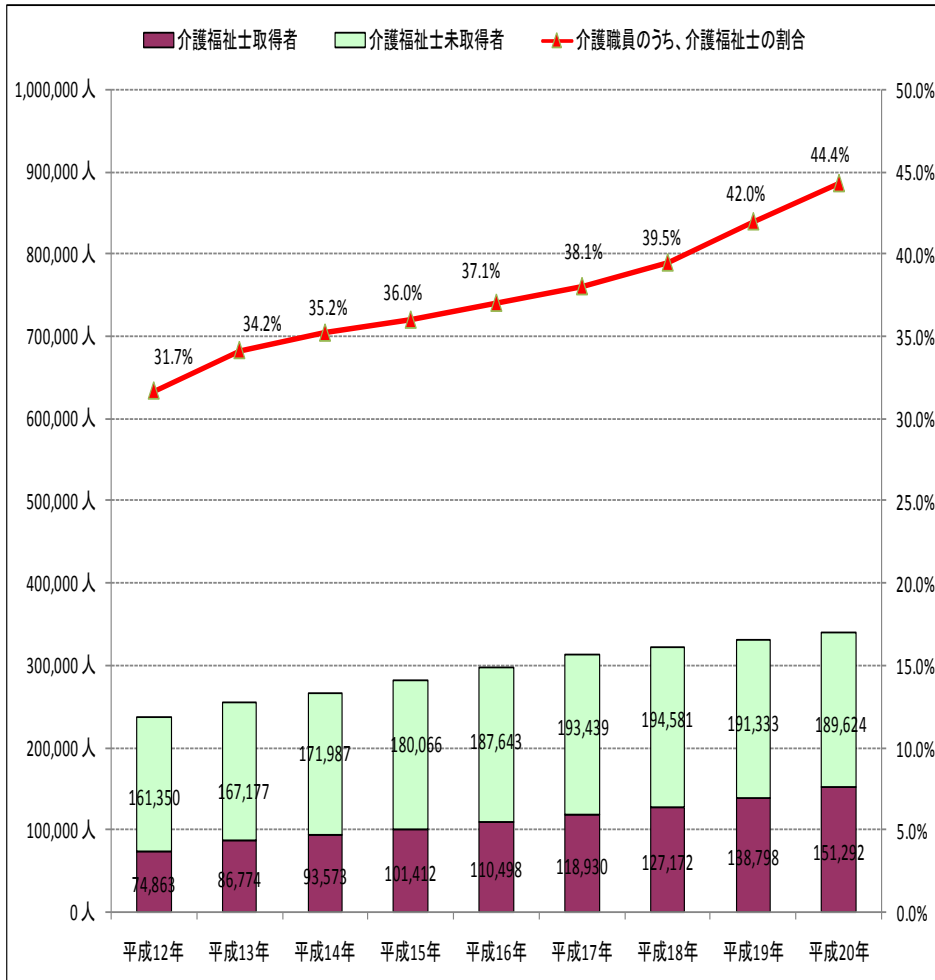
※平成19年以降の居宅サービスには、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設」に勤務する介護職員数を含む。

資料出所：「介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

# 介護職員に占める介護福祉士の割合の推移（サービス類型別）

## 【施設サービス】

## 【居宅サービス】



※介護職員数は実人員。

※平成19年以降の居宅サービスには、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設」に勤務する介護職員数を含む。

資料出所：「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）

# 働きながらでも研修が受けられるような支援策について（案）

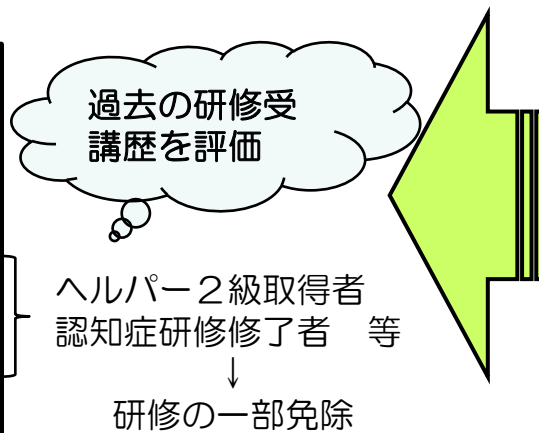
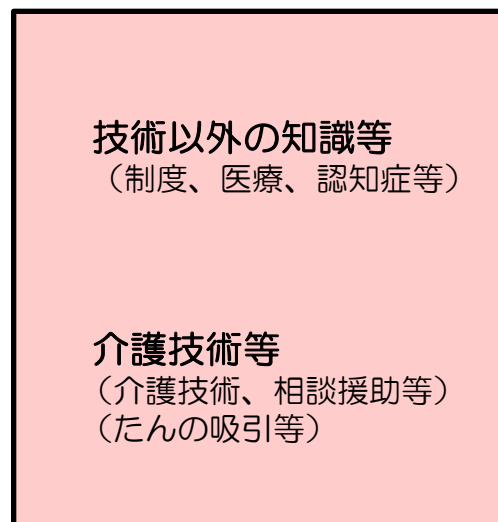
## 【研修の概要】

※ いずれも、現時点で考えられる案であり、今後変更があり得る。

### <ポイント>

- 研修内容は、実務経験だけでは必ずしも十分に修得できない知識を中心に構成
- 研修を6か月間で終える必要はない（1～2年かけてもよい）
- 過去の研修受講歴を評価
- 通信教育の活用、地域の社協・団体・施設等での研修受講も可能にする。
- 現場職員、事業者に対する研修受講支援策を充実

## （研修イメージ）



### 現場職員への支援（考えられる案）

- ① 1～2年かけて研修を終えることを可能に
- ② 通信教育の積極的活用
- ③ 地域の身近な社協・団体・施設等での研修受講を支援
- ④ 受講費用の支援（費用の貸与。要件を満たせば返還免除）

### 事業者への支援（考えられる案）

- ① 地域の中核的法人からの職員派遣を支援
- ② 研修派遣期間中に代替職員を雇用した場合の 人件費補助

# 訪問介護員（ホームヘルパー） 1 級研修課程

区分	科 目	時間数	備 考
講義	老人保健福祉に係る制度及びサービスに関する講義	10時間	演習を行う。
	障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	7時間	演習を行う。
	社会保障制度に関する講義	3時間	
	介護技術に関する講義	28時間	事例の検討に関する講義は4時間以上
	主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する講義	20時間	事例の検討に関する講義を行う。
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	16時間	
演習	居宅介護支援に関する演習	6時間	
	介護技術に関する演習	30時間	
	処遇が困難な事例に関する演習	20時間	
	福祉用具の操作法に関する演習	6時間	
実習	介護実習	76時間	認知症の症状を呈する老人等に対する介護実習、主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する実習、老人デイサービスの業務に関する実習、訪問看護に関する実習及び地域包括支援センター又は老人介護支援センターの業務に関する実習並びに実習終了後の事例報告の検討を行う。
	福祉事務所、保健所等の老人保健福祉に係る公的機関の見学	8時間	
合 計		230時間	

※講義（84時間）うち72時間までは通信により受講可能



# 訪問介護員（ホームヘルパー）2級研修課程

区分	科目	時間数	備考
講義	社会福祉の基本的な理念及び福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	6時間	
	老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	6時間	
	訪問介護に関する講義	5時間	訪問介護員の職業倫理に関する講義は2時間以上
	老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義	14時間	
	介護技術に関する講義	11時間	事例の検討に関する講義は4時間以上
	家事援助の方法に関する講義	4時間	
	相談援助に関する講義	4時間	
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	8時間	
演習	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4時間	
	介護技術に関する演習	30時間	
	訪問介護計画の作成等に関する演習	5時間	
	レクリエーションに関する演習	3時間	
実習	介護実習	24時間	特別養護老人ホーム等における介護実習及び訪問介護に関する実習を行う。
	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	6時間	
合計		130時間	

※講義（58時間）のうち52時間までは通信により受講可能

# 介護職員基礎研修の概要

## 研修の目的・概要

### ○ 目的

介護職員基礎研修は、介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務にあたる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術等を修得させるとともに、介護職員については将来的には、任用資格は介護福祉士を基本とすべきであることを踏まえて、より専門的な知識・技術を修得するための機会とすることを目的とする。

### ○ 実施主体

介護職員基礎研修の実施主体は、**都道府県知事又は都道府県知事の指定した者**とする。

### ○ 対象者

介護福祉士資格を所持しない者で、**今後介護職員として従事しようとする者**若しくは**現任の介護職員**とする。

### ○ 研修科目及び研修時間数等

別表の通り

### ○ その他

- ・ 平成18年度に創設
- ・ **訪問介護員養成研修修了者**については、**受講科目を一部免除**。
- ・ **各科目ごとに研修機関が修得度を評価**。
- ・ 研修事業者が**教育体制（講師、設備等）等の情報項目を開示**。
- ・ **認知症高齢者へのケア**や**医療・看護との連携**等に関する内容を充実。
- ・ 講義と演習を一体的に実施。

## 別表

< 500時間 >

### 基礎理解とその展開（360時間）

— 講義・演習を一体的に実施 —

1. 生活支援の理念と介護における尊厳の理解(30H)	2. 老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解(30H)
3. 老人、障害者等の疾病、障害等に関する理解(30H)	4. 認知症の理解(30H)
5. 介護におけるコミュニケーションと介護技術(90H)	6. 生活支援と家事援助技術(30H)
7. 医療及び看護を提供する者との連携(30H)	8. 介護における社会福祉援助技術(30H)
9. 生活支援のためのアセスメントと計画(30H)	10. 介護職員の倫理と職務(30H)

※165時間/360時間は通信家庭により実施可能

### 実習（140時間）

※ 指定研修事業者数 284事業者（平成21年10月1日現在）  
 研修修了者数 6,453人（平成21年3月31日現在）  
 従事者数 2,317人（平成19年10月1日現在）

## 訪問介護員養成研修課程修了者が介護職員基礎研修の通信課程を受講する場合のカリキュラム

### 1 実務経験が1年以上の訪問介護員養成研修2級課程修了者

科 目	通信時間	総時間
1. 生活支援の理念と介護における尊厳の理解	15時間	30時間
8. 介護における社会福祉援助技術		
4. 認知症の理解	15時間	30時間
5. 介護におけるコミュニケーションと介護技術	10時間	30時間
7. 医療及び看護を提供する者との連携	15時間	30時間
9. 生活支援のためのアセスメントと計画	15時間	30時間
合 計	70時間	150時間

### 2 実務経験1年未満の訪問介護員養成研修2級課程修了者

1. 生活支援の理念と介護における尊厳の理解	15時間	30時間
8. 介護における社会福祉援助技術		
4. 認知症の理解	15時間	30時間
5. 介護におけるコミュニケーションと介護技術	30時間	90時間
7. 医療及び看護を提供する者との連携	15時間	30時間
9. 生活支援のためのアセスメントと計画	15時間	30時間
合 計	90時間	210時間

3 実務経験1年以上の訪問介護員養成研修1級課程修了者

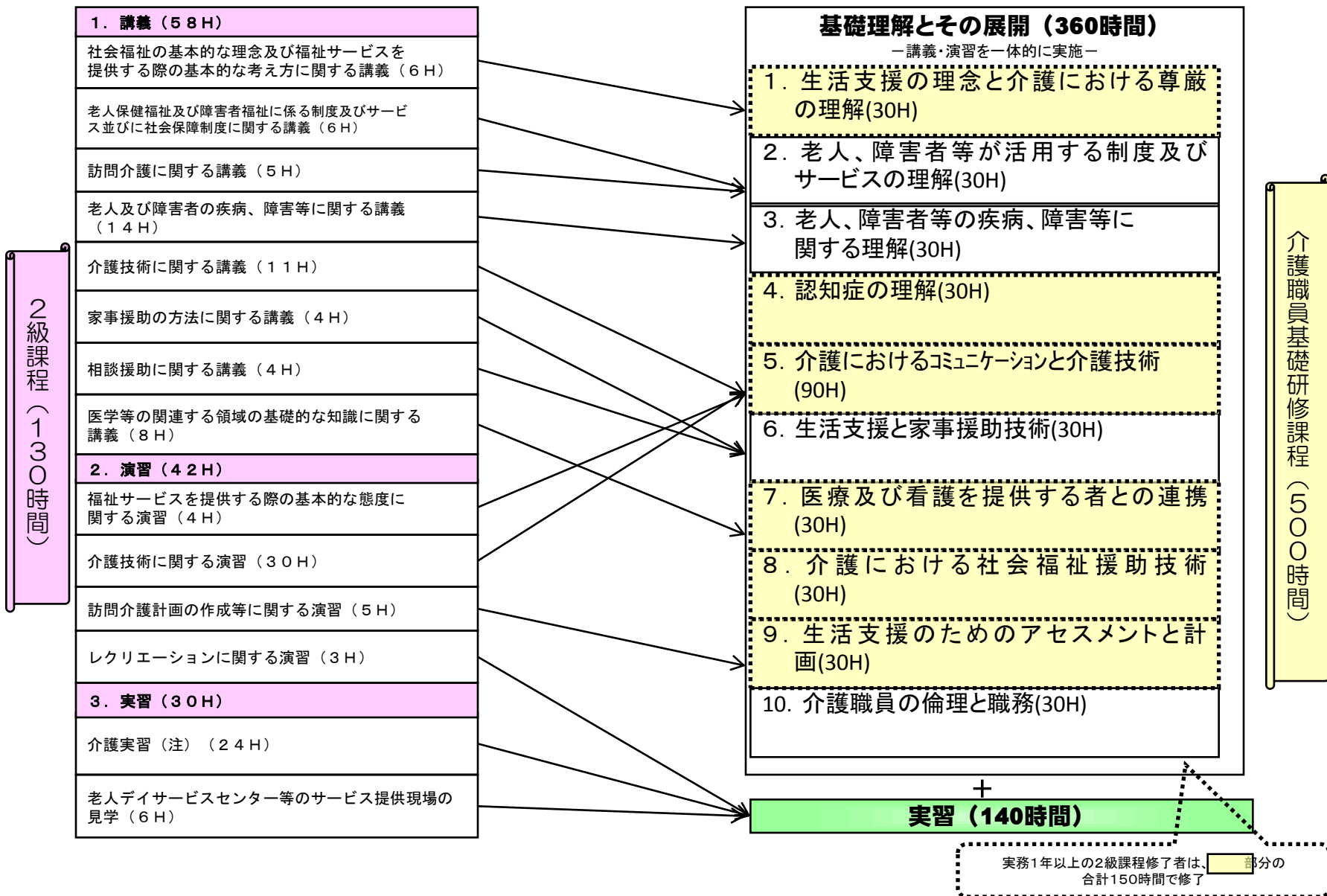
科目	通信時間	総時間
1. 生活支援の理念と介護における尊厳の理解	15時間	30時間
8. 介護における社会福祉援助技術		
7. 医療及び看護を提供する者との連携	15時間	30時間
合計	30時間	60時間

4. 「その他の者」(実務経験1年以上)

1. 生活支援の理念と介護における尊厳の理解	15時間	30時間
2. 老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解	15時間	30時間
3. 老人、障害者等の疾病、障害等に対する理解	15時間	30時間
4. 認知症の理解	15時間	30時間
5. 介護におけるコミュニケーションと介護技術	10時間	30時間
6. 生活支援と家事援助技術	15時間	30時間
7. 医療及び看護を提供する者との連携	15時間	30時間
8. 介護における社会福祉援助技術	15時間	30時間
9. 生活支援のためのアセスメントと計画	15時間	30時間
10. 介護職員の倫理と職務	15時間	30時間
合計	145時間	300時間

# 訪問介護員養成研修2級課程（130時間）と介護職員基礎研修（500時間）のカリキュラム比較

介護職員基礎研修は、ヘルパー2級研修のカリキュラムと比較して、認知症の理解や医療・看護の連携といった科目を創設し、介護技術に関する科目について大幅に時間数を伸ばしている。



# 介護福祉士養成課程における新たな教育カリキュラム

## 【2年課程の場合】

教育内容		時間数
人間と社会		240時間
	人間の尊厳と自立	30時間以上
	人間関係とコミュニケーション	30時間以上
	社会の理解	60時間以上
こころとからだのしくみ		300時間
	発達と老化の理解	60時間
	認知症の理解	60時間
	障害の理解	60時間
	こころとからだのしくみ	120時間
介護		1,260時間
	介護の基本	180時間
	コミュニケーション技術	60時間
	生活支援技術	300時間
	介護過程	150時間
	介護総合演習	120時間
	介護実習	450時間
合計		1,800時間